

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな)

1 政治団体の名称

いがらし清小山市野木町後援会

〒323-0808

2 主たる事務所の所在地

小山市北井1859-50

3 代表者の氏名

五ヶ嵐 清

4 会計責任者の氏名

小林 方人

5 令和 3 年分

事務担当者の氏名

五ヶ嵐 知恵 (電話) 0285-20-3939

事務担当者の氏名

(電話)

※該当箇所に ☒ すること

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

五ヶ嵐 清

公職の種類

衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の有無(12月31日又は解散時点)

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
資金管理団体の届
出をした者の氏名

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 3 年 1 月 1 日から
令和 3 年 6 月 30 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(※) 国会議員関係政治団体
に関する特例の適用期間

令和 3 年 6 月 21 日から
令和 3 年 12 月 31 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※	受 付	3/31
	審 査	3/31
	入 力	6/8
	番 号	0460003
	修 正	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額	0
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	0
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
人 員	0 人

(2) 寄 附		
① 寄 附 (② を 除 く 。) の 区 分	金 額 (円)	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
② 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (① + ②)	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 31 日

政治団体の名称 いがらし清 小山市野木町後援会

会計責任者の氏名 小林 方人



代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）



（注） 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

令和 4 年 3 月 31 日

いがらし清小山市野木町後援会
代表 五十嵐 清 殿

登録政治資金監査人 税理士 田島隆雄
登 録 番 号 第 5893 号
研修修了年月日 令和 4 年 3 月 1 8 日



1 監査の概要

- (1) 私は政治資金規正法（以上「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、いがらし清小山市野木町後援会の令和 3 年に係る法第 12 条 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下政治資金マニュアルという。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、いがらし清小山市野木町後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

いがらし清小山市野木町後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、いがらし清小山市野木町後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以上